

にしかつら

2014
January
No.444
平成26年

1
月号

主な内容

- ご年頭のあいさつ P2
- シリーズ防災！ P4
- 西桂町除雪計画 P7
- インフォメーション P11～
- 行事予定・人の動き P13
- フォトニュース P14



Photo : 保育所もちつき

新年のごあいさつ

西桂町長 小林 千尋



皆様には、希望に満ちた新春をお迎えのことと、心からお慶び申し上げます。

昨年は、豪雨や台風・竜巻などにより、全国各地に甚大な被害が発生いたしました。とりわけ、台風26号による豪雨災害では東京都の大島町に重大な被害が生じ、早期の復旧に向けて懸命な努力が続けられております。

これらの災害によりお亡くなりになられた方々に対しまして、謹んでご冥福をお祈りするとともに、被災された方々に心よりお見舞い申し上げます。

こうした被災状況を目の当たりにするとき、自然の恐ろしさ、日本の非力さを改めてしられ、最近の地球規模の異常気象に対する適切な防災対応の必要性を強く印象付けられたところであります。

さて、昨年末に自由民主党が政権交代を果たし、安倍総理の強いリーダーシップの下に行われている経済対策、アベノミクスにより円高・デフレからの脱却が図られております。

また、2020年には東京においてオリンピック・パラリンピックが開催されることとが決定され、わが国経済に明るい兆しが見えてきておりますが、その効果は、一部の大企業・大都市にとどまっております。地域経済が活力を取り戻すには、道半ばであると考えております。

このような変革の時代に、町政担当2年目として出発するに当たり、私に課せられた使命の重さを強く認識し、一層決意を新たにするとともに、町政推進に当たりましては、基本姿勢であります「融和」と「公正」を堅持する中で「町民主体の町づくり」に全身・全意取り組んでまいりたいと考えております。

さて、本格的な地方分権の時代を迎え、限りある財源の中

で多様化・高度化する町民ニーズに対応したきめ細やかな公共サービスを、行政だけで担うことは困難な状況となっております。

そこで、地域を良く知り、地域に愛着を持つ町民の力が必要になると考えております。

そして町民の意見やアイデアを尊重し、町民と行政が一緒に考えて町づくりを進めていくことが大切であり、自ら選択し、自ら責任を持つことが求められております。

町民と行政が、お互いに目的を共有し、町民ニーズを掘り起こし、一体となって考え、行動し解決していくという「協働」のシステムを構築し、地域課題の解決や魅力ある町づくりに取り組んでいくことが、住民満足度の高いまちづくりにつながっていくと考えます。

この、町民参加の協働によるまちづくりを推進するため「西桂町民総合調整審議会」につきましては、11月末までに7回の審議会を開催したところであり、去る12月3日には中間答申としまして、老朽化しましたYLO会館の整備について答申書をいただいております。

審議会は、12名の公募委員を含む19名で構成されており、

様々な立場や考え方の中から、真剣に議論を尽くし一定の結論に達したことは、大変に評価し敬意を表するところであります。

今後は議論の過程でいただいた多くのご意見や要望・ご不満などを踏まえて、町議会に丁寧な説明するとともに、ご意見をお聴きし、関係機関と調整を図る中でYLO会館の整備に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

次に、西桂町が想定している災害態様は、東海地震や富士山噴火のみでなく、最近では豪雨や台風・竜巻被害をも含めて細かく分析し、検討していかなければならないと考えております。

また、防災計画に位置付けられる避難勧告等においても、数値的な判断が可能となるよう、より実効的な計画としたいかなければなりません。また、各地区の特徴を踏まえた防災対策や防災活動を、きめ細かく実施していく必要があります。

このような、地域の防災力向上に向けた取り組みのひとつであり、自主防災組織の会長、いわゆる区長を補佐し、災害時における地域住民の自衛・共助について、専門的な立場でご活躍いただく「防災

リーダー」につきましては、本年8月、各地区1名ずつの方々を委嘱させていただいたところであります。

今後は、各地区においてご活躍願うとともに、町が計画しております地域防災計画の見直しなどに専門的な立場からアドバイスをいただき、より実践的な防災計画の充実を図ってまいりたいと考えております。

このほか、福祉・健康づくりの推進、道路及び橋梁の整備、水道・下水道事業の推進、地域資源としての三ツ峠の保全と活用、産業の振興、学校教育や生涯学習の充実、子育て支援等につきましても、町民の皆様と将来の姿を共有し、手を携えて行動することにより、一步一步、着実に実現してまいりたいと考えております。

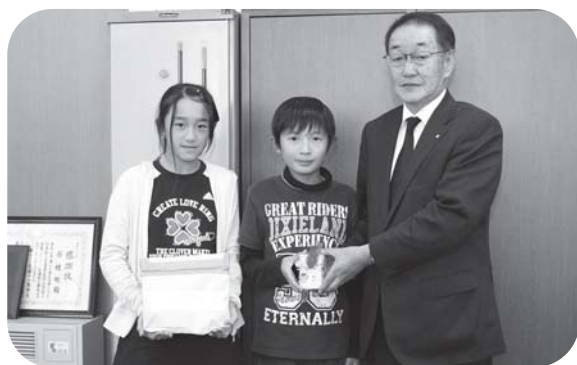
今後、第5次長期総合計画における「豊かな心を育む人づくり」、「地域の魅力が輝くまちづくり」、「参画と協働によるまちづくり」の3つを将来の西桂を創る上での基本的な考え方とし、まちづくりの将来像「人が輝く、地域が輝くまち にしかつら」の実現を目指してまいりたいと考えておりますので、西桂町発展のため、より一層のお力添えをお願い申し上げます。

地 区	新民生児童委員・主任児童委員
倉 見	さとう 喜一 むとう 武藤 啓子 (副会長)
柿 園	まさた 英男 すぎた 玲子 杉田
本 町	かつまた 幸藏 あいざわ 元子 相澤
上 町	たかお 保夫 (副会長) こばやし 利男 たなべ のりこ 田邊 法子
下暮地	ごうた もりなお みやした 盛直 (会長) 宮下 よしこ 由子
主任児童委員	わたなべ のりこ 渡邊 典子

新しい民生委員・児童委員が
就任されました

平成25年12月1日の一斉改選により、新しく民生委員児童委員が就任されました。厚生労働大臣より委嘱されました12名の委員は、社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、福祉事務所等関係行政機関の業務に協力するなどして、社会福祉の増進に努めることを使命とされた方々です。

今後ともよろしくお願い致します。任期は3年で、平成25年12月1日から平成28年11月30日となります。地域における子どもからお年寄りまで、あらゆる方々の相談等に応じます。当然、知り得た情報に対しては、守秘義務等ありますので安心してご相談頂きたいと思っております。



11月18日に小学校児童会会長、副会長、担当の先生、教頭先生が町長室を訪れ自分たちの小遣いや貯金から集めた貴重なお金21,733円を共同募金として共同募金会の会長である、町長にお渡しいただきました。町の未来を担う子どもたちの募金は大切に福祉協議会を通じて、福祉向上に役立てていきたいと思っております。この事業を通じて子どもたちにも共に助け合う共助の心を学んでいただけたら幸いです。

小学校児童が
共同募金!!

ひとり親家庭小中学校入進学支度金支給事業

内 容 平成26年4月に小・中学校へ入進学する児童がいるひとり親家庭に対して、県から「ひとり親家庭小中学校入進学支度金」を支給します。平成26年1月1日現在において、次の要件をすべて満たす方は、平成26年1月1日以降に、富士・東部保健福祉事務所福祉課へ申請してください。

- 県内在住であること。
- 平成26年4月に山梨県内の小中学校（特別支援学校の小学部・中学部を含む。）へ入進学する児童を監護し、生計を同一とするひとり親家庭の親（父母のない児童の養育者を含む。）であること。

※ただし、児童福祉施設（母子生活支援施設を含む。）に入所中の児童並びに里親に委託中の児童は除く。

- 平成25年度（平成24年分）の所得税が非課税である世帯であること。

※ただし、年少扶養親族に対する扶養控除の廃止及び16歳以上19歳未満の者に対する扶養控除の上乗せ部分の廃止が無い者として計算した場合に、所得税の額が零となる世帯は、対象とする。（兄弟姉妹がいる場合は、対象となる場合がある）

りますので、市町村役場母子福祉担当にお尋ねください。）

- 生活保護の受給世帯でないこと。

支 給 額 入進学する児童1人につき1万円

申請期限 平成26年1月31日（金）

※平成26年1月1日以降に上記要件へあてはまるようになった場合、もしくはやむを得ず1月31日（金）までに申請が出来なかった場合には、平成26年3月31日（月）まで受け付けます。

提出書類 ①ひとり親家庭小中学校入進学支度金支給申請書
②各種添付書類

※申請用紙は、富士・東部保健福祉事務所福祉課、いきいき健康福祉センター内 福祉保健課にあります。

提出場所・問い合わせ先

○富士・東部保健福祉事務所福祉課児童生保担当
TEL 0555-24-9042

〒403-0005 富士吉田市上吉田1-2-5

富士吉田合同庁舎1階

○いきいき健康福祉センター内 福祉保健課 福祉係

シリーズ 防災②

「防災・減災対策に向けた 一人一人の取り組み」

前月号から始まったシリーズ防災ですが、前月号では、災害は周期的に起きていて、今はいつ起きてもおかしくない状態であるとお伝えしました。また、急にそして時に想像を超える力で襲ってくる自然災害を完璧に防ぐことは非常に困難です。

● **家屋の耐震診断と補強**
阪神・淡路大震災で亡くなった方の8割以上は家屋の倒壊によるものでした。

しかし、日頃から防災・減災対策をしておくことで、被害を少なくすることはできます。今回はその一人ひとりが取り組む「自助」をテーマとして皆様にくつかの防災・減災対策をご紹介します。



町では無料で、木造個人住宅（昭和56年5月31日以前に着工された木造在来工法で建築された住宅が該当）の耐震診断を実施しております。さらに、耐震診断を受けたのち、危険と判定されれば、耐震改修費の一部補助もありますので、家屋の倒壊を防ぐ耐震対策としてご活用ください。

● **安否情報の確認方法**
家族がそれぞれ別々の場所にいるときに災害が発生したときは、お互いの安否を確認出来る方法を話し合っておきましょう。

● **家庭内対策**
近年発生した地震でがををした原因の30～50%が、家具類の転倒・落下・移動によるものが、消防庁の調べで分かりました。地震発生時の負傷者を少しでも減らすためには、家庭内対策を講じておく必要があります。

また、災害時は電話回線がつながりにくくなるため、連絡がとれない場合があります。

携帯電話の災害用伝言板

災害時（震度6弱以上の地震など）に携帯電話サービス会社は「災害用伝言板」を開設します。被災地の人の安否情報を伝言板に登録でき、登録された伝言は、同じ会社の携帯電話はもちろん、他社の携帯電話やPHS、パソコンからでも見ることができます。

伝言板登録のしかた

各社のトップメニューから「災害用伝言板」を開く

「登録」を選択して伝言を入力する

伝言板確認のしかた

各社のトップメニューから「災害用伝言板」を開く

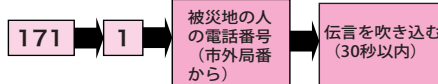
「確認」を選択して被災地の人の携帯電話番号を入力して伝言を見る

※サービスの詳細は各携帯電話会社にお問い合わせください

災害用伝言ダイヤルの利用法

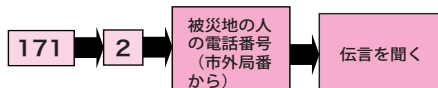
伝言の録音方法

※音声ガイダンスにしたがって利用してください



伝言の再生方法

※音声ガイダンスにしたがって利用してください



※171は「伝言ダイヤルを忘れてイナイ？」と覚えておきましょう

※災害用伝言は、災害時以外にも毎月1日（1月1日を除く）体験利用ができます。

安否確認には、「災害用伝言ダイヤル（171）」、携帯電話のインターネットサービスを利用した「災害用伝言版」などのサービスを利用しましょう。

三ツ峠活性化事業

「登山家・
渡辺玉枝さんと
歩く三ツ峠山」
ツアー報告

11月8日と15日に三ツ峠活性化事業のイベントが行われ、2日間で52名の県内外の方々が参加されました。道中渡辺玉枝さんから話を聞いたり質問をしたり、また紅葉を散策したりと、三ツ峠山を満喫し、最後は三ツ峠グリーンセンターで汗を流して帰宅となりました。



西桂町職員募集

西桂町では、平成26年度に、下記臨時職員の採用を予定しています。

① 採用職種

- ① 小学校用務員 1名
(学校給食にも入っていただきますので、力仕事もあります。)
- ② 学校給食調理員 1名
基本的に週2日の勤務です。
(手あれ、花粉症がひどくない方が希望です。)

② 資格要件

- ① 普通免許
② 特になし

③ 年齢要件

- ① 昭和25年4月2日から昭和33年4月1日までに生まれた方
② 昭和28年4月2日までに生まれた方

④ 住所要件

- (①・②とも) 西桂町内に住所を有する方

⑤ 勤務時間 (①・②とも) 基本午前8時30分から午後5時15分

- ⑥ 処遇 (①・②とも) 日額 6,050円
社会保険、雇用保険等加入・特別手当・年次休暇等有
※②は社会保険加入なし

⑦ 申込方法 (①・②とも)

履歴書(市販のもの・写真添付)・免許証の写し(給食調理員希望の方は不要)を下記まで提出して下さい。

【受付期間】 平成26年1月31日(金)まで

【受付時間】 午前8時30分から午後5時15分まで(土・日・祝日を除きます。)

【受付場所】 西桂町役場 総務課総務係(2階) ☎25-2121

【その他】

応募者が多数の場合は口述(面接)試験を実施します。

税務住民課
窓口サービス
のお知らせ

公的個人認証サービス電子証明書の発行を受けている方へのお知らせ

電子証明書の有効期限は3年間です。有効期限が過ぎますと失効します。

* 確定申告等を利用される場合は、有効期限をお確かめください。

更新を希望される方は窓口にて手続きをお願いします。(期限が過ぎても新たに発行することはできます。)

- 【持参するもの】 ① 住民基本台帳カード
② 手数料500円

住民基本台帳カードについて

住民基本台帳カードの利用方法

- 顔写真付きカードは公的な身分証明書として利用できます。
- 電子証明として確定申告に必要な(公的個人認証サービス)を記録することができます。

住民基本台帳カードの有効期限

- 日本人住民の方は10年間です。
- 特別永住者及び在留資格が永住者の方は10年間です。
- 特別永住者及び在留資格が永住者の方以外の外国人住民の方は、住基カード交付申請時の在留期間満了日までです。

申請時に必要なもの

■ 本人確認書類(運転免許証、パスポート、健康保険証、特別永住者証明書、在留カード等)

■ 写真付きカードを申請する場合は顔写真(6ヵ月以内に撮影した無帽・正面・無背景の縦4.5cm横3.5cmのもの)1枚

手数料500円

* カードは申請日から10日程度で交付します。

電話予約による証明書交付について

住民票・印鑑証明については開庁中の電話予約により休日等に受け取ることもできます。

【電話受付日時】

平日 月曜～金曜 午前8時半～午後5時
※ 年末年始期間を除く

【受け取れる日時】

平日時間外 午後5時15分～午後7時
休日 午前8時30分～午後5時

【受け取れる人】

・ 電話予約した本人 ・ 同一世帯の人

【持参するもの】

① 運転免許証(パスポート等)本人の写真のあるもの
* 保険証の場合は他にも身分の分かるものと2点で確認させていただきます。

* 印鑑証明書交付の場合 印鑑登録証(カード)

② 手数料 証明書1通300円

お問合せ先
産業振興課 環境係
期日を守ってきれいな環境
で新年を迎えましょう。

年末	可燃物	町内全地区	12月30日(月)まで
	不燃物	小沼地区 倉見・下暮地地区	12月31日(火)まで 12月26日(木)まで

年始	可燃物	町内全地区	1月4日(土)は特別に収集します。 1月6日(月)からは通常どおりに収集します。
	不燃物	小沼地区 倉見・下暮地地区	1月7日(火)から 1月9日(木)から

平成26年1月1日から1月3日までは環境美化センターがお休みになります。その他の収集は通常どおり行います。
※ 持ち込みの最終日は28日(午後3時)です。ご注意ください。
年末年始のごみ収集については次のとおりです。

年末年始の
ごみ収集について



「西桂町YLO会館の再整備に関する事項について
西桂町民総合調整審議会より中間答申されました」

平成25年5月に行政の諮問機関として設置した「西桂町民総合調整審議会」より、全7回の審議会を経て12月3日、「西桂町YLO会館の再整備に関する事項」についての諮問に対する答申書が提出されました。審議会では、様々な委員の視点により活発な意見交換が行われ答申まで辿りつきました。今後も町勢の向上発展を目指していきます。

献血へのご協力ありがとうございました



12月3日(火) いきいき健康福祉センターにおいて、西桂町献血推進協議会及び三ツ峠ライオンズクラブ主催による献血が実施されました。

冬場は特に献血量が少なく、慢性的な血液不足と言われていますが、今回は住民や近隣の事業所従業員の多くの方々にご協力いただくことができました。

また、当日は日赤奉仕団と商工会による受付等のご協力や食生活改善推進委員会による減塩豚汁等の提供がありました。

西桂町の献血は毎年8月と12月に実施致しますので、来年も変わらぬご協力をお願い致します。



「第1回福祉健康まつり」

「はなそうよ こころとこころ つうじあう」
「家族でね 健康づくり 忘れずに」

11月24日(日) 西桂中学校体育館において、西桂町ボランティア連絡会及び西桂町健康づくり推進協議会主催による、第1回福祉健康まつりが盛大に開催されました。

式典においては、福祉健康標語コンクール・3歳児歯科優良児・高齢者歯科優良者・献血(個人・企業)協力者の各表彰が行われました。

イベントとしては、各種ボランティア団体によるステージ発表を始め、交流・体験コーナー、飲食コーナー、障害福祉サービス事業所による福祉ショップ、健康コーナーや講演など盛りだくさんの内容の中、参加して下さった方々からは、ボランティア活動や健康に関する関心がより一層高まったとの声が聞かれました。



平成25年度 西桂町除雪計画

除雪・凍結路面对策について

町では、冬季の降雪の状況に応じて町道の除雪・凍結防止剤散布作業を行ないます。

除雪作業は、限られた人手と機械でできるだけ早期に作業を完了させなければなりません、行政のできる道路除雪には限界がありますので、町民の皆様のご理解ご協力をお願いします。

除雪について

■除雪する路線

◎第1次除雪体制

町内の主要幹線町道（地域防災計画で指定する避難路及び緊急輸送路）を中心に総延長27kmを、積雪15cmを目安に委託業者により除雪を行ないます。

◎第2次除雪体制

気象条件等により、住民生活に重大な支障を及ぼす恐れが予測される場合、主要幹線町道及び交差点等の排雪（雪をダンプカー等で運び出す）作業を行ないます。

■自宅周辺の道路の除雪にご協力を

町の除雪路線については、毎年区長会議で協議を行い決定しています。除雪を委託している業者の機械台数や運転するオペレーターの人数など調整して除雪にあたっていますが、全ての町道を除雪することはできません。各ご家庭の雪かきも大変なことはと思いますが、自宅周辺道路の雪かきもぜひご協力をお願い致します。

■除雪車には近づかないでください

除雪作業中は大変危険です。除雪機械が作業している周囲には近寄らないようにしてください。

■道路脇の雪溜まり除去にご協力を

除雪委託業者は作業の効率を考慮して除雪順路を決めて実施しています。

早朝（午前3時頃）から除雪に入りますが、一斉に全ての路線を除雪することはできませんので、後半の順路の場合、沿線の皆様が各ご家庭の雪かきをした後に除雪作業が行われることもあります。除雪車が通った後は道路脇（玄関先等）に雪溜まりがどうしてもできてしまいます。沿線の皆様には大変ご迷惑をおかけしますが、道路という公共性をご理解いただき、雪溜まりの除去にご協力をお願いいたします。

凍結路面对策について

■主要幹線町道への対応

町では、路面凍結のおそれのある坂道、交差点、日陰道などについては、路面凍結時や凍結が予想される場合に、凍結防止剤散布を行います。

■主要幹線町道以外の町道への対応

各区の要請により凍結防止剤を区の役員さんに配布いたしますので、お手数ですが役場まで取りに来ていただき、散布にご協力をお願いいたします。

■通学路への対応

保育所、学校からの要請により、保護者会、PTA役員の皆様のご協力をお願いいたします。

■凍結防止剤散布についてのお願い

塩化カルシウムは数に限りがあります。凍結防止剤として使用し、雪をとかす目的で使わないでください。

町民みなさんへのお願い

道路上及び公共施設の駐車場等に車両もしくは物件の放置は絶対しないようお願いします。

路上駐車は、除雪作業の遅延、歩行者及び通行車両に危険をおよぼす恐れがあります。

民有地の樹木等が路上に倒れ通行の支障となる恐れのあるものについては、所有者で事前に処理してください。尚、雪害等により路上に倒れ通行に支障となっている樹木については町で伐採させて頂く場合もありますのでご了承ください。

除雪作業で耕地等への排雪により砂利等が耕地に入りますが何卒ご了承ください。

屋敷等から車道へ雪を投げ出す方が見られます。道巾が狭くなり通行に支障が出ますので、投げ出さないようにしてください。

また、側溝・用水路などへは絶対に雪を捨てないでください。側溝・用水路などに雪を捨てると、下流で雪が水路を詰まらせ家屋などに浸水する被害、グレーチングの蓋を開けたままにしたり、蓋を完全に閉めないで浮いた状態により歩行者や車が誤って落ちたり、除雪時の作業事故の原因となりますので絶対しないようにお願いします。

一人一人のご理解とご協力をお願いします。



問合せ先 建設水道課 建設係

平成25年
4月1日から

「育成医療」は町の窓口で手続きが行われるようになりました。

- 1 目的** (1)身体に障害のある児童の健全な育成を図るため、指定自立支援医療機関（以下「指定医療機関」という。）において、生活の能力を得るために必要な医療を行ない、その確実な治療効果が期待できる医療費の一部を助成することを目的とする。
- 2 用語** (1)育成医療を実際に受ける者を「受診者」という。
(2)育成医療費の支給を受ける者を「受給者」（18歳未満の場合は、受診者の保護者）という。
(3)育成医療費の支給認定を申請しようとする者（原則、受診者の保護者）を「申請者」という。

3 給付対象等

(1) 給付の対象者

申請者が西桂町内に居住する18歳未満の者で、次の①・②いずれかに該当する児童であって、確実な治療の効果が期待できる者を対象者とする。

- ①身体障害者福祉法第4条の規定による別表に掲げる程度の身体上の障害を有する児童。
- ②現存する疾患に対し、医療を行わないときは、将来において同別表に掲げる障害と同程度の障害を残すと認められる児童。

(2) 給付の対象は、次表の障害によるものとする。

1	視覚障害
2	聴覚、平衡機能の障害
3	音声機能、言語機能、そしゃく機能障害
4	肢体不自由
5	心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸又は肝臓の機能の障害 ①腎臓機能障害に対する人工透析療法 ②腎移植後の抗免疫療法 ③小腸機能障害に対する中心静脈栄養法 ④心臓機能障害に対する心移植後の抗免疫療法 ⑤肝臓機能障害に対する肝臓移植後の抗免疫療法 ※ ①～⑤及び、それらに伴う医療についても対象とする。
6	先天性の内臓の機能の障害 （上記5に掲げるものを除く。） ※手術により、将来、生活能力を維持できる状態のものに限ることとし、いわゆる内科的治療のみのものを除く。
7	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害

(3) 給付の内容

育成医療費うち、次の①～⑥で医療保険適用（原則、食事療養費・生活療養費を除く）のものが給付の内容とする。

- ①診察
 - ②薬剤または治療材料の支給（治療用装具の交付、修理を含む。）
 - ③医学的処置、手術及びその他の治療並びに施術
 - ④居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
 - ⑤病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
 - ⑥移送（医療保険により給付を受けることができない者の移送に限る。）
- ※育成医療の対象疾病に直接起因する疾病を併発した場合は、併発病の治療も有効期間中は対象とする。

4 育成医療費

(1) 窓口負担の金額

一カ月に育成医療にかかる医療費から、加入医療保険者が負担する分を引いた金額（いわゆる、窓口自己負担額）が、1割負担に軽減される。

ただし、世帯の収入等に応じ設けられる所得区分ごとの、負担上限月額を超える場合は、窓口で負担上限月額までを受給者が支払う。

なお、負担上限月額は、自己負担上限額管理票（以下「管理票」という。）で管理する。

●育成医療における「世帯」とは、原則、受診者と同じ医療保険に加入する者をもって育成医療における生計を一にする「世帯」として取り扱うこととする。

※詳細は、町の福祉保健課（いきいき健康福祉センター内）にお問い合わせください。

障害のある方の生活と自立を支援します！

質問 「障害があるので、医療費がかかって大変なんです。」

回答 「医療費の助成制度をご紹介します。」

①重度心身障害者医療費助成制度

受給資格者証を医療機関などの窓口に出すと、山梨県内では窓口での医療費の支払いが無料になります。但し、平成26年11月1日より自動還付方式により、一度窓口でのお支払いが必要になります。

【対象者】 町内在住の医療保険に加入している人で重度の障害をもつ人

- 身体障害者手帳：1級・2級・3級
- 療育手帳：A
- 精神障害者保健福祉手帳：1級・2級
- 障害年金：1級・2級
- 特別児童扶養手当受給

※所得制限あり：本人や生計維持者の所得が限度額以上の場合には対象となりません。

【助成期間】 申請の翌月から10月31日

※更新手続きが必要な方には、通知しますので手続きをお願いします。

※10月末に対象者の方に受給資格者証を交付いたします。
対象者でありながら、この制度を利用されていない方は、お気軽にお問い合わせください。

【申請書添付書類】 障害者手帳（障害年金証書等）・保険証・委任状兼同意書・同意書・所得証明・本人名義通帳

②自立支援医療（更生医療）

原則1割負担ですが、医療保険上の『世帯』の前年の市町村民税

所得割により、上限額も設定されています。

※身障手帳所持者が更生医療を受けようとする場合には、事前申請が原則ですので注意！

対象になる医療の例

障害の種類	給付内容
視 覚	角膜移植術、白内障手術、網膜はく離手術など
聴 覚	外耳道形成術、鼓膜穿孔手術、人工鼓膜、人工内耳など
音声・言語・咀嚼機能	歯科矯正治療、口唇形成術、口蓋形成術、人工咽頭など
肢体不自由	関節形成術、人工関節置換術、理学療法、作業療法など
心 臓 機 能	弁形成術、大動脈-冠動脈バイパス術、ペースメーカー植込み術など
じん臓機能	人工透析療法、腎移植術、抗免疫療法など
小 腸 機 能	中心静脈栄養法など
免 疫 機 能	抗HIV療法、免疫調節療法など
肝 臓 機 能	肝臓移植、抗免疫療法など

【対象者】 18歳以上の身体障害者手帳をお持ちの方で、障害の程度を軽くしたり、除去したり、障害の進行を防ぐことが可能な方に対し、医療費の負担分を助成する制度です。

※指定医療機関があります。
※医療を受ける前に手続きが必要ですので、事前にご相談ください。



【申請書類】 自立支援医療費（更生）支給認定申請書・自立支援医療（更生医療）意見書・同意書・保険証コピー・身体障害者手帳

お問い合わせ ■福祉保健課 福祉係

自立支援医療（精神通院医療）

精神疾患の通院のために継続して通院している方の医療費の自己負担を公費で補助する制度です。この制度を利用すると、健康保険を使って3割負担で支払っている自己負担が、1割負担となります。（生活保護の方は、自己負担分はありません）。

【助成の対象者】

医療保険に加入しているかたで、精神疾患で通院医療を受けている人

【助成期間】

1年間 ※更新手続きは有効期限の切れる3か月前からできます。

【自己負担の軽減措置】

医療保険上の世帯での住民税の課税状況（⇒所得区分）や疾病の状態（⇒重度かつ継続）により、1か月の自己負担額に上限が設けられます。

上限額までは医療を受けるたびに1割負担となりますが、上限に達した場合その後自己負担額なし（全額公費負担）となります。ただし、あくまでも「月」単位です。

<生活保護・非課税世帯>

- 生活保護世帯・・・1か月の上限は0円
- 世帯の市町村民税が非課税で本人の収入が80万円未満
・・・1か月の上限2,500円
- 世帯の市町村民税が非課税で本人の収入が80万円以上
・・・1か月の上限5,000円

<課税世帯でも、継続的に相当額の医療費負担が発生する方（「重度かつ継続」）>

- 世帯の市町村民税額（所得割）が3万3千円未満・・・1か月の上限5,000円
- 世帯の市町村民税額（所得割）が3万3千円以上・・・1か月の上限10,000円
- 世帯の市町村民税額（所得割）が23万5千円以上・・・1か月の上限20,000円

【助成を受けるためには】

町の福祉係の窓口で申請をします。申請してから県での審査後、約2カ月で交付されます。

■申請に必要な持ち物

1. 申請書（いきいき健康福祉センターにあります）
2. 印かん
3. 診断書（自立支援医療（精神通院公費）用）
4. 健康保険証
（国保の方は家族全員、社会保険の方は本人と被保険者、後期高齢者医療の方は本人）
5. 所得課税証明書 ※前年（1～7月までは前々年）の1月1日に住民でなかった方のみ
6. 前年の収入額がわかるもの（非課税の場合に前年の収入額を確認します）

お問い合わせ ■福祉保健課 福祉係

農業委員選挙人名簿の登録は毎年必要です

農業委員のうち選挙委員は、選挙権のある農業者が、被選挙権のある農業者のうちから選挙によって選出します。

選挙の方法は、おおむね市町村の議会の議員の選挙に順じて行われます。

農業委員会委員の選挙権、被選挙権は、農業委員会委員選挙人名簿に登録された農業者の方にあります。

この農業委員会委員選挙人名簿は、選挙管理委員会が、毎年1月10日までに、有権者（農業者）から申請書を提出していただき、1月1日現在の状況により、その資格要件を調査し、調製することになっています。

ここでいう選挙人名簿は、公職選挙法第19条の規定による永久選挙人名簿（一度登録されたら、抹消事由に該当しない限り永久に名簿登録される名簿のこと）ではなく、毎年一定時期を基準として選挙権を有する者を登録し、名簿確定後は一定時期据え置いて、その期間内に行われる農業委員会選挙による委員に関する

すべての選挙に用いられる定時調製名簿であり、調製の方法も選挙権のある者の申告を待ってその選挙資格を調査して作成する申告調製名簿ということになります。

つまり、農業委員会委員選挙人名簿は、農家の皆さんから、毎年申請がなければ作成できないことになります。

以上のような理由から、農業委員会では、毎年、農業委員会選挙人名簿登録申請書を各農家に配布し、各地区農業委員及び役場に届けていただき、各農家からの回収後、内容を審査した上で選挙管理委員会へ申請書を送付しています。

該当する農家の方は、必ず、申請書に資格要件のある者を記入していただき提出をしていただきますようお願いいたします。

該当する方の資格要件は、次のとおりです。

資格要件

1. 西桂町農業委員会の区域内に住所を有する者である

こと。

2. 年齢が20歳以上であること。

3. 10アール以上の農地について耕作の業務を営む者であること。

4. 耕作の業務を営む者の同居の親族又は同居の親族の配偶者であって年間おおむね60日以上耕作に従事していると農業委員会が認めた者であること。

5. 10アール以上の農地について耕作の業務を営む農業生産法人の組合員、社員又は株主であって年間おおむね60日以上耕作に従事していると農業委員会が認めた者であること。

申請方法

該当する農家の方は必ず申請してください。

地区農業委員が申請書を配布及び回収しますので、必要事項を記入して提出してください。

選挙権を有する者は、毎年1月1日現在の状況により1月10日までに農業委員会委員選挙人名簿登録申請書を農業委員会を経由して、選挙管理委員会に提出することとなっています。

この申請書を提出しないと選挙人名簿に登録されません。申請書の提出があった農家世帯については、農業委員会において、資格要件等を確認し、1月31日までに選挙管理委員会へ送付することとなっています。

選挙管理委員会では、住所要件等を確認したうえで、3月31日選挙人名簿を確定します。

やまなし子育て応援カード利用開始！

事業概要

県内の子育て家庭が、本事業に協賛する企業や店舗から、各種割引など特典サービスを受けることができる事業
● 応援カードを利用できる世帯
県内の18歳未満（18歳になった日以後最初の3月31日まで）の子どもがいる世帯及び



す。

また、町内に住所を有する方で、町外の農地を耕作されている場合には、耕作面積の確認のため当該農地を管轄する農業委員会の耕作証明を当該申請書に添付願います。

【問い合わせ先】

農業委員会事務局
☎（25）2121

妊婦がいる世帯

● 応援カード交付窓口

・西桂町いきいき健康福祉センター内 福祉保健課窓口
● 応援カード交付にあたり必要となる身分証等

・健康保険証（写し可）など、18歳未満の子どもがいることが確認できる書類

・母子手帳など、妊婦であることが確認できる書類

● 問い合わせ先

（事業内容について）
山梨県福祉保健部児童

家庭課子育て支援担当

☎055（223）1456

●（応援カードの交付について）
西桂町いきいき健康福祉センター内

西桂町福祉保健課福祉係

猫による苦情が増えています！

猫の飼養3原則

- ① 屋内飼養
- ② 不妊・去勢手術
- ③ 所有者明示
(首輪等)



最近、「敷地内にふん尿をされ、汚れや悪臭で困っている」「ごみを散らかす」、「夜に変な鳴き声で鳴いてうるさい」といった内容の苦情が多く寄せられています。地域の皆さんが心地よく生活ができるためには、一人一人の周囲への気遣いが大切です。

猫を飼っている方へ

●できるだけ室内で飼いましょう

放し飼いをするすると現在の住宅事情ではふん尿の悪臭、ごみを食い散らかす等のことがおこり近所に迷惑をかけたり、飼い猫が交通事故に遭うという恐れがありますので室内で飼うようにしましょう。

●首輪をつけるようにしましょう

野良猫と間違われぬために首輪をつけましょう。首輪には連絡先を記入するなど飼い主が分かるようにして、責任をもって飼いましょう。

●ふんの場所をしつけましょう

ふん尿は自宅の決まった場所でするようにしつけ、他人に迷惑をかけないようにしましょう。

●避妊・去勢手術をしましょう

避妊・去勢手術は、望まない妊娠を防ぎ、不幸な子猫や野良猫を増やさないだけでなく、猫の性ホルモンに関係する病気や遺伝的な病気の予防、性的なストレスの軽減、問題行動の予防や改善などの効果もあります。

地域のみなさんへ

野良猫にえさを与えることは、近所に野良猫が増えることにつながり、猫による被害が増え、近所の住民に大変迷惑になります。「かわいそう」とか「野良猫に罪はないのだから」といった一時的感情でえさを与えることがないようにしてください。

お問い合わせ先 産業振興課 環境係

犬のフンは持ち帰りましょう！

最近、歩道や道路脇の畑、公園等に犬のフンが片付けられずにそのまま残されていることが多く見受けられます。一部のマナーを守れない人の行動が、犬の飼い主全体のイメージを悪くさせています。犬のフンの片づけは、飼い主の最低限のマナーです。犬を散歩させるときはスコップや袋を持ち歩き、フンは必ず持ち帰るようにしましょう。



ふんの後始末は、
飼主の責任です。

また飼い主の方は、次のことにも

注意してください

- 放し飼いは人に危害を与えたり、犬自身が交通事故に遭う危険がありますので絶対にしないでください。
- 人に危害を加えないよう、リードをつなぎ安全な場所で飼ってください。
- 1日1回は適度な運動をさせ、無駄吠えをさせないようにしてください。
- 鑑札・注射済票（金属プレート）は、首輪に付けてください

お問い合わせ先 産業振興課 環境係

平成26年度山梨ことぶき 勸学院学生募集について

山梨県の高齢者生涯学習機関である「山梨ことぶき勸学院」では、来年度の学生募集を行います。

●入学案内・募集要項配布

平成26年1月下旬から教育委員会にて配布予定

●出願受付

平成26年2月3日から（定員になり次第締切り）

●修業年限

2年（1年間で25講座実施）

●費用

入学後に基本学習費として1万6千円

●お問い合わせ先

山梨ことぶき勸学院
☎0554(45)7335

1月10日は 110番の日です

「110番の日」は、県民の皆さんに「110番の仕組み」や「正しい利用方法」について知っていただくために定めたものです。

1月10日の110番の日は
◎いち早く 急がず慌てず

冷静に

の合い言葉のもとに広報活動を行います。

110番は、県内のどの地域からかけても、警察本部通信指令課につながります。

110番をかけると、担当の警察官が「いつ」「何処で」「何が」「犯人は」「負傷者は」「あなたの住所、氏名」などをお尋ねしますので、落ち着いて話して下さい。

落し物や運転免許証の更新手続き等に関する問い合わせ、また緊急以外の事件・事故、相談事等につきましては

・大月警察署
☎0554(22)0110

・警察本部総合相談室
#9110

を御利用ください。

また、いたずら電話や間違

い電話が増えていきます。

緊急の事件・事故の通報に支

障をきたしますので、110

番通報の適切なご利用にご理

解とご協力をお願いします。

過去の広報誌を町のホームページで見ることができます。「<http://www.town.nishikatsura.yamanashi.jp>」にアクセス！

大月税務署からのお知らせ



確定申告のお知らせ

● 所得税及び復興特別所得税の確定申告の相談、申告書の受付及び納税の期限は、**2月17日(月)～3月17日(月)**までですが、還付申告は、1月6日(月)から提出することができます。

贈与税は、2月3日(月)～3月17日(月)までです。

個人事業者の消費税及び地方消費税は、1月6日(月)～3月31日(月)までです。

※口座振替をご利用の場合の振替日は、所得税及び復興特別所得税が4月22日(火)、消費税及び地方消費税が4月24日(木)です。

※提出期限間近になりますと、税務署は大変混雑いたしますので、申告はお早めをお願いいたします。

● 国税庁ホームページ

【www.nta.go.jp】では、確定申告に必要な各種情報を提供しています。
・ホームページ内の「確定申告書等作成コーナー」で入力した申告書データに電子証明書を添付して、そのまま送信(提出)することができます。e-Tax(インターネット)があります。e-Taxをご利用いただくためには、所定の手続きが必要です。国

税庁ホームページをご覧ください。
・また、「確定申告書等作成コーナー」で入力し、プリントアウト(白黒でも可)した確定申告書等は、そのまま税務署に提出することもできます。

・なお、国税庁ホームページでは、確定申告書のほかにも税務に関する主な行政手続についての申請・届出書様式を提供していますので、是非ご利用ください。

● 申告書の提出は、郵便又は信書便による送付をお願いします。

なお、申告書の「控」に税務署受付印の押印及び「控」の返送を希望する方は、ボールペン又は万年筆で記載した「控」と宛先を記入した返信用封筒(切手を貼付)を同封してください。

● 税務署からは、申告書の提出後に、納付書や納税のお知らせは送付されませんので、申告により納付すべき税金は、納付期限(＝申告期限)までに納付書により、最寄りの金融機関の窓口もしくは税務署窓口で納税をお願いします(口座振替を除く)。
※「納付書」は、税務署及び金融機関にご用意してあります。

● 国外財産調書の提出について
平成25年12月31日において、価額

の合計額が5,000万円を超える国外財産を有する方は、平成26年3月17日(月)までに「国外財産調書」を提出しなければなりません。

● 申告書は「手引き」などを参考にしてお出し、正しく作成し、早めの提出をお願いします。

確定申告の相談会等のお知らせ

確定申告書の書き方などについて、次のとおり相談会等を開催します。で、最寄りの会場をご利用ください。

なお、お越しの際は、次のものを持参ください。

- ・平成25年分の収入金額・必要経費・所得金額のわかるもの、源泉徴収票、国民健康保険の領収書、国民年金保険料及び国民年金基金の掛金の支払をした旨を証する書類、生命保険料・地震保険料・寄附金等の各種控除の支払をした旨などを証する書類、申告書が税務署から送付された方はその申告書
- ・平成24年分の申告書・収支内訳書等の「控」
- ・「印鑑(認印)」、「計算器具」、「筆記用具」など

- ・還付申告の方は還付金の振込先金融機関名・預貯金種別・ご本人の口座番号がわかるもの

● 「確定申告書作成相談会」では、申告書作成のためのアドバイスと申告書の受付を行います。

● 「税理士会が行う無料申告相談」は、小規模納税者の方の所得税及び消費税、年金受給者及び給与所得者の方の所得税の申告を対象としております。

お分かりにならない点や詳細については、お気軽に税務署にお問い合わせください。

大月税務署 TEL 0554-22-3151

会 場	確定申告書作成相談会		税理士会が行う無料申告相談	
	開催日	時間	開催日	時間
上野原市もみじホール	1月30日(木)	10:00 ～ 12:00	2月6日(木) 2月7日(金)	10:00 ～ 12:00
都留市役所	1月31日(金)		—	
富士吉田市民会館	1月28日(火)	13:00 ～ 16:00	2月13日(木) 2月14日(金)	13:00 ～ 15:00
富士河口湖町中央公民館	1月29日(水)		2月12日(水)	

人口と世帯

平成25年11月1日現在

男	2,278人(±0)
女	2,395人(-5)
合計	4,673人(-5)
世帯	1,534世帯(-3)

※住民基本台帳(外国人含む)に基づく人口と世帯数を掲載

下暮地 前田 いと子
上町 幡野 しめ
柿園 渡邊 卓三
柿園 長野 ふさ子
倉見 牛田 千代子
おくやみ(死亡)
杉野 裕子
滝澤 英樹
根本 たまえ
小野 航
おしあわせに(婚姻)
下暮地 赤野 凜
下暮地 酒井 鈴
柿園 高尾 蒼
おめでた(誕生)
花か音 希
浩一 智彦 直由

11月届出

豊光 儀一郎 芳徳 義光 和夫 親族
千葉 本町 東京 倉見

保護者

1月・2月上旬 行事予定表

日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
2014年 午 	1月の納税 ● 町県民税.....4期 ● 国民健康保険税...7期 ● 介護保険料.....5期 ● 後期高齢者医療保険料 7期		1月 元旦 1 ● 町内一周神社 初詣マラソン am9:30~12:00 (YLO会館)	2	3	4
5 ● 消防出初式	6 ● 御用初め	7	8 ● ふれあい健康相談 am10:00~12:00 (ふれあいサロンミツ峠)	9 ● 母子相談・ 母子手帳交付 am9:00~12:00 (いきいき健康福祉センター)	10 ● にこにこ親子ベビ ーマッサージ体験 am10:30~11:30 (いきいき健康福祉センター)	11 ● 中学校図書館 一般開放日 am10:00~12:00 pm1:00~3:00
12 ● 西桂町成人式 pm1:00~ (中学校多目的ホール)	成人の日 13	14 ● 小・中学校 3学期始業式	15	16 ● 5歳児健康相談 pm3:30~ (いきいき健康福祉センター)	17	18 ● 未満児の会 (保育所) ● 児童館事業 am10:00~12:00
19	20	21 ● 離乳食・育児教室 am10:00~ (いきいき健康福祉センター)	22 ● 保育所生活発表会 「リトミック」 (ひまわりぐみ) ● 1歳6ヶ月児健診 pm1:15~ (いきいき健康福祉センター)	23 ● 12・1月合同誕生会 am10:30~ (子育て支援センター) ● 母子相談・ 母子手帳交付 am9:00~12:00 (いきいき健康福祉センター)	24 ● 保育所生活発表会 「リトミック」 (らいおんぐみ)	25 ● 中学校 図書館一般開放日 am10:00~12:00 pm1:00~3:00 ● 保育所生活発表会 「リトミック」(年少児) ● 児童館事業 am10:00~12:00
26	27	28	29 ● 乳児健診 pm1:15~ (いきいき健康福祉センター)	30	31 ● 赤ちゃん広場 pm1:15~pm3:00 (子育て支援センター)	2月 1 ● 保育所生活発表会 「リトミック」 (年中児) ● 児童館事業 am10:00~12:00
2	3 ● 豆まき (保育所)	4 ● マタニティクラス① am10:00~12:00 (いきいき健康福祉センター)	5 ● リトミック遊び am10:30~ (子育て支援センター)	6 ● 母子相談・ 母子手帳交付 am9:00~12:00 (いきいき健康福祉センター)	7	8 ● 中学校図書館 一般開放日 am10:00~12:00 pm1:00~3:00

フォト ニュース

母親クラブ



11/15 (金)

簡単ツッキングでパンケーキを焼いて、子どもと一緒に生クリームやチョコレート、フルーツなどをトッピングしてみんなで楽しみながら、おいしくいただきました。



11/17 (金) 10時～

YLO2階和室にてお楽しみ会をします。4月からの活動を振り返りながら、子供たちの成長などの話を楽しくしたいと思います。来年入会希望の方もぜひご参加ください。



12/7 (土) 児童館もちつき

寿クラブの方々から頂いたもち米を使い、民生委員さんにお手伝いをいただき『もちつき』を行なう事が出来ました。子ども達も実際に餅つき体験をし、最近ではなかなか見る事の出来ないきねと臼による餅つきを楽しみました。“きな粉・のり・大根おろし・ねぎみそ・さとう醤油”など色々な味付けで、つきたてのお餅をおいしくいただきました。民生委員さんのご協力に感謝致します。今後も児童館事業へのご理解・ご協力を宜しくお願いします。



児童館



カレーライス作り 11/9(土)

高学年の女子が主となりお米をとき、4つのグループに分かれて野菜洗い皮をむき、包丁で切る事を行ないました。皮むきをしたり切ったりする事は楽しいようで怖々でありながらも真剣でありました。玉ねぎは目にしみて涙を流しながら切っており、いい体験であったと感じられました。炒めて煮込み、ルーで味つけ盛り付けをしてみんなで頂きました。煮込んでいる間に管理人さんから頂いたジャガイモでポテトチップスを作りました。塩を振っただけですが大好評！材料の準備から後片付けまでをする事で、お家の方のご苦労が少しはわかったかな…。身近にある食材と一緒に作り、一緒に食べる楽しい経験を家でも活かしてほしいと思います。



11/20 (水) 手織り体験

県民の日で学校が休みであった為午後集まってもいい行ないました。手織り機が限られているので順番待ちであったり、お断りをしたり…申し訳ありませんでした。今回は男子の参加もあり、初めてでしたが集中して織る事ができとてもきれいに仕上がりました。手織りの里グループの方々に協力頂きながらこれからも続けていきたいです。(*^_^*)



ドッジビーで遊ぼう 11/30(土)

普段から遊び慣れていることもあり、始まりの準備体操をしっかりと行なった後は、子ども達に任せてチームやルール等を決めて楽しみました。低学年の子ども達も積極的にキャッチしたり投げたり…学年の差があまり見られないので楽しく遊ぶ事ができ、子ども同士で了解し合い休息を摂りながら行なえました。集会室の床が硬い事もありますが上履き持参を呼び掛けたり、人数が集まればいつでも遊ぶ事ができる様にして行きたいと思っています。

保育所

・生活発表会 (お店屋さん)

11月30日(土)生活発表会(お店屋さん)が開催されました。子ども達が4月から楽しみながら取り組んできた造形物がお店さんの品物として並びました。子ども達の思いを聞きながら展示物を見て回る微笑ましい親子の姿が見られました。今年は年長児が、自分たちで作ったクッキー屋さんの店主となり、頑張りました。土曜日の半日、親子でたっぷり楽しむことのできた発表会でした。

